

「西蔵王公園」の指定管理者の指定について

さきに、公募を行った「西蔵王公園」の指定管理者の候補者について、下記のとおり指定しましたのでお知らせします。

- 施設名 西蔵王公園
- 指定管理者として指定した団体
団体名： 西蔵王公園施設企業共同体
(構成団体：株式会社モンテディオ山形、株式会社西蔵王開発)
住 所： 山形県山形市若宮四丁目 5 番 14 号
- 指定期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

【候補者指定に係る経緯】

- 1 募集期間 令和 2 年 6 月 19 日 (金) から令和 2 年 7 月 17 日 (金) まで
- 2 申請団体数 1 団体

3 審査の方法

選定基準に基づき、山形県県土整備部指定管理者審査委員会（弁護士、公認会計士、大学教授等の外部有識者を含む計 6 名で構成）において、次のとおり総合的に審査及び評価を行った。

(1) 審査の手順

- ・ 申請団体の資格要件への適合の確認
- ・ 事務局からの審査方法の説明
- ・ 各申請団体による事業計画内容についてのプレゼンテーション
- ・ 申請団体に対する質疑、応答
- ・ 各審査委員による評点及び各評点結果の集計
- ・ 評点結果を参考に総合的な審議・評価

(2) 評価の方法

募集要項に示した選定基準に基づき、施設の平等利用は確保されるか、事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができるか、事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実にを行う能力を有しているかなど、幅広い見地から総合的に審議・評価した。

4 選定基準

選定基準	審査項目	審査のポイント	配点
I 基本事項	施設の設置目的と 管理運営方針	・ 都市公園への理解、管理運営の方針は適切か。 ・ 申請者の経営モラルは適切か。	※

	収支計画の適確性及び実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・県が示す指定管理料の上限額を下回っているか。 ・収支計画は適切で、かつ、事業計画との整合が図られているか。 ・現指定管理者が申請者の場合は、現事業計画の履行状況から、次期事業計画は実現可能か。 	
	施設の維持管理の適確性	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設を適切かつ安定的に管理運営する能力があるか。 ・県が求める維持管理の基準に合致しているか。 	
	労働法令の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・労働関係法令は遵守しているか。 ・最低賃金は遵守しているか。 	
II	施設の平等利用の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者等、全ての利用者の平等な利用や利用のしやすさへの配慮のほか、予約受付方法・利用調整等具体的に考えられているか。 ・事業内容に偏りが無いか。 	5点
III	管理経費における経済性	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的な維持管理を図ることなどにより、提案額は県が示す上限額と比べ節減は図られているか。 	20点
	サービス向上を図るための具体的手法	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス向上のための取組内容は適切か。 ・募集要項等で示した内容への提案として適切か。 ①利用者ニーズを把握するための具体的手法、サービス提供や管理運営状況の分析・検証方法が適切か。 ②施設の機能や設備を十分に活用した提案となっているか。 ③自主事業の企画内容は、実現性が高くサービスの向上を一層図るものか。 	30点
	施設の維持管理の内容の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理の内容(実施回数、箇所等)は、適切な計画となっているか。 ・施設の安全管理、利用者の安全管理への取組は十分か。 	6点
	利用者の増加を図るための具体的手法	<ul style="list-style-type: none"> ・利用拡大の取組内容は十分か。 ・広報計画の内容は適切か。 ・具体的かつ適切な達成目標(利用者数等)を設定しているか。 	5点
	管理運営に有益な地域における活動(地域貢献)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域との関わりが強い活動や地域と一体となった活動か。 ・地域、関係機関、ボランティアとの連携は十分か。 	5点

IV 事業計画書に沿って施設の管理を適性かつ確実に行う能力を有する	安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・職員体制(人数、配置体制)は十分か。 ・責任の所在は明確か。 ・有資格者、経験者等の配置は十分か。 ・職員の採用、確保方策は適切か。 ・職員の育成、研修体制は十分か。 ・外部委託の実施計画は妥当か。 ・共同企業体の場合、構成団体の責任・役割分担は妥当か。 ・過去に本県の公の施設の指定管理者として重大な協定違反等をした事実はないか。あった場合は適正な措置が取られているか。 	7点
	財務状況及び経営基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の財務状況は健全か。 ・金融機関、出資者等の支援体制は十分か。 	7点
V その他	利用者要望への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者等からの苦情、要望の把握及びそれらへの対応体制は妥当か。 ・トラブルの未然防止、発生時の対策は妥当か。 	3点
	緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・防災対策、緊急時及び事故の対策は妥当か。 	3点
	情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組は妥当か。 	3点
	地域経済への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・地元企業の参画・活用や地域経済への貢献を考慮しているか。 	3点
	環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル、省エネ等環境への配慮は十分か。 	3点
合計			100点

※ 基本事項について、満たしていなければ「失格」となる。

5 選定理由

山形県県土整備部指定管理者審査委員会における審査結果は下記のとおりであり、この審査結果を踏まえ、「**西蔵王公園施設企業共同体**」を指定管理者の候補者として選定した。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 選定基準Ⅰについて <ul style="list-style-type: none"> ・公の施設である公園の性格や設置目的を理解したうえで適切な管理運営方針が提案されていた。 ・県が示す指定管理料の上限額の範囲内であった。 ○ 選定基準Ⅱについて <ul style="list-style-type: none"> ・平等利用を図るための具体的手法と期待される効果において、社会的弱者等へ配慮した取組みや予約受付方法等について具体的な提案があった。 |
|---|

- 選定基準Ⅲについて
 - ・管理経費における経済性において、県提示額に対しほぼ同額の提案額であった。
 - ・サービス向上を図るための具体的手法において、施設の機能や設備を十分に活用した提案として、アウトドアブランドやショップとの提携、新しい飲食サービスの提供などの新たな提案が評価を得た。
また、自主事業においても、軽運動や文化芸術プログラムといった公園特性を生かした提案事業が評価を得た。
 - ・施設の維持管理の内容の妥当性において、通常の維持管理・安全管理に加え新型コロナウイルスへの対策について評価を得た。
 - ・利用者の増加を図るための具体的手法において、「年間来場者数 30 万人以上」の達成目標と、達成するための方針・施策が評価を得た。
 - ・管理運営に有益な地域における活動(地域貢献)において、西蔵王地区の地元商店等及び地元県立高校やボランティアとの連携の提案が評価を得た。
- 選定基準Ⅳについて
 - ・安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制並びに財務状況及び経営基盤における評価は標準である。
- 選定基準Ⅴについて
 - ・利用者要望への対応における評価は標準である。
 - ・緊急時の対応における評価は標準である。
 - ・情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組における評価は標準である。
 - ・地域経済への貢献については、工事・委託を基本的に地元企業へ発注。
また、地元商店等と連携した地域全体の魅力づくりや情報発信を行うとの提案があり評価を得た。
 - ・環境への配慮における評価は標準である。

以上、サービス向上を図るための具体的手法、利用者の増加を図るための具体的手法及び管理運営に有益な地域における活動（地域貢献）について評価が高く、総合評価による審査の結果、西蔵王公園施設企業共同体を指定管理者の候補者とするのが適当であると認められた。

区分	西蔵王公園施設企業共同体
審査基準Ⅰ	適格
審査基準Ⅱ	3.3
審査基準Ⅲ	44.7
審査基準Ⅳ	8.9
審査基準Ⅴ	9.6
合計	66.5

(注1) 点数は、各審査委員の平均値である。

(注2) 点数は、小数第2位を四捨五入したものである。そのため、合計欄の数値が、選定基準Ⅰ～Ⅴまでの集計値と一致しない場合がある。

6 指定 令和2年9月議会の議決を経て、令和2年10月26日に指定管理者として指定した。